

山都町定住支援住宅取得補助金交付要綱

令和元年 10 月 30 日

告示第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本町に定住を希望する者の住宅希求に対応し、定住化の促進と地域活性化を図るため、町内において住宅の取得等を行う者に対し、町が予算の範囲内において山都町定住支援住宅取得補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、山都町補助金等交付規則(平成 17 年度山都町規則第 35 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 自己の所有に係る家屋で次のいずれかに該当するものをいう。

ア 自己の居住の用に供するもの

イ 店舗、事務所その他の事業に供する部分にあつては、自己の居住の用に供する部分

(2) 住宅の取得 町内に住宅を新築し、若しくは建て替え、又は新築住宅若しくは中古住宅及び当該住宅の敷地を購入することをいう。

(3) 町内事業者 町内に本社、支社、支店、営業所等を有する法人及び町内で事業を営む個人事業者をいう。

(補助金の交付)

第 3 条 町は住宅の取得を行う者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 住宅の登記名義人であり、共有名義で所有の場合は、所有者のいずれか 1 名とする。

(2) 住宅の取得に係る契約の相手方が 3 親等以内の親族でない者

(3) 世帯全員が当該住宅の所在地において、住民基本台帳に登録された者であること。

(4) 過去に本要綱及び山都町若者定住促進住宅取得補助金交付要綱並びに山都町定住支援住環境整備事業補助金交付要綱による補助金の交付対象者となっていないこと。

(5) 賃貸、転売等を目的とした住宅の取得ではないこと。

(6) 補助対象者及び同居者が暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

(7) 本人及び世帯員の全てが町税等を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、住宅の取得に係る経費とする。ただし、第 2 条第 1 号イに該当する住宅の場合は、取得経費に延べ床面積に対する自己の居住の用に供する部分の面積の割合を乗じたものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。)とし、100万円を限度とする。

2 補助対象者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる額を加算する。

(1) 申請日時点において同居する世帯員に義務教育課程修了前の子が含まれる場合 当該子1人につき10万円

(2) 申請日時点において同居する世帯員に町内の高校に通学する子が含まれる場合 当該子1人につき10万円

(3) 町内事業者と契約して新築及び建て替えを行う場合 30万円

(補助金の交付申請)

第7条 規則第3条第1項の申請書は、山都町定住支援住宅取得補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 世帯員全員の住民票の写し

(2) 建物登記事項証明書

(3) 住宅の位置図

(4) 住宅の写真(外観、内部それぞれ2枚以上)

(5) 住宅の取得に係る売買契約書又は工事請負契約書の写し

(6) 誓約書(様式第2号)

(7) 補助金の交付を受けようとする者及びその同居する世帯全員に係る町税等納付状況確認に要する同意書(様式第3号)

(8) その他町長が必要と認める書類

3 補助金交付申請手続の期間は、登記日から1年以内とする。

(補助金の交付の決定及び確定の通知)

第8条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知及び規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、山都町定住支援住宅取得補助金交付決定及び交付確定通知書(様式第4号)によるものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 規則第16条第1項の請求書は、山都町定住支援住宅取得補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(補助金の返還等)

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の一部又は全部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付日から起算して5年以内に当該住宅の売買契約を締結し、若しくは賃貸

借契約を締結し又は世帯の全員が町外に転出したとき。

(補助金の返還金額)

第 11 条 前条に規定する補助金の返還金額は、次のとおりとする。

- (1) 前条第 1 号に該当する場合は、補助金の全額
- (2) 前条第 2 号に該当する場合は、5 年に満たない期間分の補助金相当額(補助金基本額を 5 年で除した金額を 1 年として計算し、1 年に満たない期間は 1 年と計算し、算出した返還金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り上げるものとする。)

(補助金の返還通知)

第 12 条 町長は、第 10 条の規定により補助金を返還させようとするときは、山都町定住支援住宅取得補助金返還通知書(様式第 6 号)により、当該補助金を返還すべき者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、町長が定める期日までに補助金を町長に返還しなければならない。

(補助金の返還の免除)

第 13 条 町長は、前条の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当し、交付を受けた者等から申請があったときは、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 災害、疾病その他自己の都合によらず、やむを得ない事由があったとき。
- (2) その他町長が特に必要と認めたとき。

(終期の設定及び見直し)

第 14 条 この補助金の実施期間は、規則第 26 条の規定に基づき 3 年とする。

2 町長は、前項の期間を経過する前に規則第 27 条の規定に基づき、この補助金の見直しを行わなければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 4 日告示第 11 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和 7 年 6 月 5 日告示第 91 号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。